

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>別添3 「令和5年度水銀に関する水俣条約締約国会議等対応検討業務に関する提案書作成・審査要領（以下、提案書作成・審査要領）」について、以下の点をお伺いしたく存じます。</p> <p>① 提案書作成・審査要領には、5. 組織の実績として、5. 1 水銀以外の化学物質に関する国際的議論の動向調査業務の実績と、5. 2 水銀の国内での政策検討業務の実績を記載するように示されています。本業務は、水銀に関する水俣条約締約国会議の各議題に適切に対応できるよう、情報収集・対応方針の検討等を行うものと仕様書に記載されているところ、5. 1で水銀以外の化学物質に関する国際的議論の動向調査業務の実績に限定されているのはなぜでしょうか。これは水銀を含むの間違いでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、「過去に類似業務（水銀以外のを含む化学物質に関する国際的議論の動向調査業務）を行った実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。」となります。</p>
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

20		
----	--	--